

神戸市都市景観条例景観デザイン協議運営要綱

平成 25 年 2 月 20 日

市長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市都市景観条例（以下条例という）第 3 章第 2 節の規定に基づく景観デザイン協議の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観デザイン協議の協議事項)

第 2 条 条例第 17 条第 1 項に規定する景観デザイン協議のうち、計画段階においては、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 建築物の計画段階における建築物の配置、ボリューム等に関する事項
- (2) その他景観形成上、市長が必要と認める事項

2 条例第 17 条第 1 項に規定する景観デザイン協議のうち、設計段階においては、良好な景観の形成を図るため、次の事項について協議する。

- (1) 建築物の意匠、色彩、外構等に関する事項
- (2) その他景観形成上、市長が必要と認める事項

3 景観デザイン協議では、当該敷地の歴史、自然環境、周辺の街なみなど地域特性を考慮して協議を行うものとする。

(景観デザイン協議に係る評価)

第 3 条 条例第 19 条第 2 項に規定する審議会の意見聴取は、神戸市都市景観審議会景観アドバイザー専門部会（以下「アドバイザー専門部会」という。）で行うものとする。

2 景観影響建築行為予定者、その代理者若しくは設計者は、前項の規定により市長が景観アドバイザー部会の意見を聴取する際において、当該アドバイザー専門部会に出席し、計画内容の説明及び意見交換を行うものとする。

3 計画段階におけるアドバイザー専門部会での意見聴取の結果、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼすおそれがないと市長が認めるときは、設計段階において前項の規定は適用しない。

4 景観影響建築行為予定者は、条例第 17 条第 2 項の規定による申出の際に添付した図書 15 部を、第 2 項の規定による計画内容の説明及び意見交換を実施するアドバイザー専門部会の開催日を除く 8 日以上前の日までに市長に提出するものとする。

5 市長は、景観デザイン協議にかかるアドバイザー専門部会の開催の日程を予め公表するものとする。

(説明会開催を周知する方法及び範囲)

第 4 条 規則第 10 条第 2 項に規定する標識は、当該敷地が接する道路に面する場所に設置するものとする。

2 規則第 10 条第 2 項に規定するその他の市長が適当と認める方法は次のいずれかによるものとし、周知する範囲は、行為地の敷地境界線より予定建築物の高さのおおむね 3 倍の距離に含まれる町丁目とする。

(1) 図書配布又は回覧

(2) 前号と同等以上の周知効果が得られるもの

3 規則第10条第2項に規定する説明会開催の周知は、当該説明会の開催日を除く7日以上前の日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。